

令和3年度 給与支払報告書(総括表)

令和3年 月 日提出
(2021年)

小金井市長宛て

指 定 番 号	納 入 書
	要・不要

郵便番号	〒										事業種目		
通知書等送付先											給与支払の方法及び期日		
給与支払者名称											受給者総人数	人	
給与支払者の法人番号又は個人番号												給与差引き (令和3年6月以降特別徴収対象者)	人
本社所在地	〒										普通徴収切替理由書に記載した人数 ※ 普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の記載が必要です。	人	
代表者の職氏名											合計	人	
連絡者の氏名・電話番号	TEL												
会計事務所等の名称	TEL										人		

(切り取らないでください。)

普通徴収切替理由書

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者など)	人
普C	給与が少なく税額が引けない (令和3年中の給与支払額が100万円以下の予定の場合など)	人
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	人
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)、休職者	人
合 計		人

- 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記載してください。
- この普通徴収切替理由書の記載又は添付がない場合、特別徴収となる場合があります。
問合せ先 〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号 小金井市市民税課市民税係 042-387-9819(直通)

給与支払報告書について(お願い)

1. 総括表について

- 小金井市提出分の総括表は、この総括表を使用してください。貴事業所独自の総括表又は全国共通の総括表を使用する場合は、総括表上の「整理番号」等の欄に、この総括表に印字したとおりの10桁の指定番号(法人番号とは異なります。)を記載してください。
ご提出の際には、必ずこの総括表を一緒に添付してください。
- 提出期限は令和3年2月1日です。
- 給与支払者の名称・所在地等に変更等がある場合、二本線で抹消し赤字で訂正してください。
- 納入書の要・不要を、総括表右上の納入書欄で選択してください。
- 「給与支払者の法人番号又は個人番号」欄に個人番号(マイナンバー)を記載する場合は、右詰めでご記入ください。

2. 個人別明細書について

- 令和3年1月1日の住所を再確認するとともに、氏名・フリガナ・個人番号(マイナンバー)及び生年月日を必ず記載してください。
- 扶養親族(16歳未満を含む。)がある場合は、扶養親族の氏名・フリガナ及び個人番号(マイナンバー)を必ず記載してください。(16歳未満の扶養親族の人数も忘れずご記入ください。)
- 従業員の中で普通徴収切替理由に該当し、普通徴収となる個人がある場合には、その方の給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記載してください。
- 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書に記載された居住開始年月日を必ず記入してください。また、住宅借入金等特別控除額が所得税額を上回る場合には、住宅借入金等特別控除可能額も記載してください。
- 前職分が含まれている場合は、摘要欄に給与支払金額等を記載してください。独自の総括表に「前職分を含み計算している」旨をご記入いただいた場合でも、摘要欄に記載がなければ前職分はないものとして計算いたします。
- 令和2年中の退職者につきましても、退職年月日を記載のうえ送付してください。
- 個人別明細書は1人につき2枚提出してください。

特別徴収対象者での提出があった場合でも、普通徴収の決定をすることがあります。

普通徴収切替理由書の記載注意事項

- 普通徴収に該当する方がいる場合は、左記普A～普Fのうち、該当する理由の「人数」欄に人数を記載し、総括表とあわせてご提出ください。
- 複数の該当理由がある従業員については、該当理由のいずれか一つに人数を記載してください。
- 原則として、アルバイト、パート、役員等全ての従業員が対象になります。
- 総括表の「普通徴収切替理由書に記載した人数」欄と普通徴収切替理由書の「合計」欄の報告人数は一致します。普通徴収切替理由書の「合計」欄の記載のみでは普通徴収となりませんのでご注意ください。
- 普通徴収切替理由書に記載のある符号に当てはまらない場合、普通徴収とはできません。(本人の希望、システム改修による等の理由の場合、特別徴収となります。)

原則として所得税を源泉徴収している事業所は、従業員の個人住民税を特別徴収することが法律により義務付けられています。一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

(切り取って左側のみご提出ください。)